



発行所  
全国曹洞宗青年会  
〒106 東京都港区芝2-5-2  
曹洞宗宗務庁内  
発行責任者 寿松本宏毅  
編集責任者 東井千明  
TEL. 03-3454-5411



## 目 次

- 環境問題特集 ーその4ー  
 ※ネットワーク「地球村」…………… 1  
 ※皆さん活用しましょう!! 宗務庁教化部の“VHSビデオライブラリー” …… 2  
 ※環境教育ビデオの御紹介 …………… 3  
 ※その他のVHSのビデオの御紹介 …………… 4
- 書き損じはがきリサイクル …………… 5  
 サンタピアアップみやぎボランティア会会長 佐藤正明 氏
- 書き損じはがきリサイクルキャンペーン集計結果 …………… 6  
 サンタピアアップみやぎボランティア会事務局長 伊申泰純 氏
- ワットチューテイル小学校校長御礼の挨拶 …………… 7
- 緊急災害ネットワーク作成にあたり …………… 8  
 ボランティア委員長 井上誠晃 氏
- 緊急対応マニュアル …………… 9
- 全国曹洞宗青年会ボランティアネットワーク …………… 10
- 紙上研修「利他行」(5) …………… 11  
 ー太田久紀 先生ー
- 「足元からの変革」2年目をめざして …………… 13  
 全曹青会長 寿松木宏毅 氏
- 平成10年度全国曹洞宗青年会総会理事会・評議員会にて活発な論議 …………… 14
- インターネットの世界をのぞいてみよう ーその4ー …………… 15
- 平成10年度全国曹洞宗青年会総会資料より …………… 17
- ネットワーク「地球村」の御紹介 …………… 27
- 『聞いて分かる葬儀回向集』の改定版について・編集後記 …………… 28



SUIJUNDO

位は莊嚴5里  
 仏壇 翠雲堂  
 仏具

本 店 東京都台東区元浅草4-9-14 TEL03(3842)0201  
 支 店 稲荷町店・稲荷町駅前店・上野駅前店・等々力店  
 砧店・横浜店・大宮店・船橋店・松戸工場



# ☆環境問題特集—その4—

## ネットワーク「地球村」が取り組む

### 私たちにできること

※同、パンフレットより

※カッコ内は家庭での二酸化炭素削減率

- マイカーの利用を半分にする。アイドリングをやめる …… (12%)
- ゴミになるものを買わないようにし、ゴミを半分にする …… (8%)
- 省エネ、節電、節ガス
  - ・お風呂は半分(2日に一回)にする。 …… (5%)
  - ・待機電力をなくす。コンセントを抜く。 …… (3%)
  - ・エアコンの使用時間を半分にする。 …… (3%)
  - ・テレビを見る時間を半分にする。 …… (2%)
  - ・掃除機の使用を半分にする。 …… (2%)
  - ・電気カーペット、衣類乾燥機などを使わない。 …… (2%)
  - ・電子レンジの使用を半分にする。 …… (1%)

- 一家団らん、便利・快適なもの、ぜいたく品の見直し
- 電力消費の大きな施設(24時間営業、レジャーなど)を利用しない

人間は約100W(ワット)

掃除機は500W⇒5人で掃除をしているのと同じ

エアコンは1000W⇒10人に扇がせているのと同じ

「地球村」  
については  
P27へ

## 私たちのCOP3宣言

(地球温暖化  
防止京都会議)

「本当に車じゃないと行けないところ？」と自分に問いかけます。自転車通勤を始めました。(岡山県 小原)	牛乳の早朝配達をしています。一軒ごとにエンジンを切ります。朝の空気に感謝を込めて。(和歌山県 上前)	テレビを見るのはやめます。ラジオ、新聞などを利用します。(東京都 青柳)
使わない家電のコンセントは抜いておきます。家電品の使用を控えるようにします。(埼玉県 坂口)	部屋の暖房の温度を下げます。寒いときは重ね着します。(北海道 岩井)	掃除機の使用はやめます。ほうき、はたき、そうきんがけて掃除をします。(香川県 木村)
ジュースの自動販売機の利用はやめます。水筒に好きなお茶を入れて持ち歩きます。(兵庫県 大田)	コンビニの使用はやめます。コンビニに頼らない生活スタイルに変えます。(奈良県 山本)	お店や電車などにクーラーや暖房が効きすぎているなら、相談します。(山口県 池永)
家族そろって楽しい食事、一緒にお風呂。エネルギーも節約、家族のさすなも深まります。(長崎県 楠田)	環境家計簿をつけて、わが家のCO <sub>2</sub> 削減対策を立て実行します。(群馬県 酒井)	市長にアイドリング規制条例を提案します。(奈良県 小野)

# ☆環境問題特集—その4—

## 皆さん活用しましょう!!

### 宗務庁 教化部の

### “VHSビデオライブラリー”

教化部では、視聴覚教化として十  
六ミリフィルム・ビデオテープの貸  
出しを行っています。(フィルムラ  
イブラリー)最近では、環境問題に関  
する映画もとりそろえていますので、  
青少年・檀信徒教化に活用してい  
ただければ幸いです。

(教化部企画研修課)

#### 貸出料金

無料—ただし、発送・返送に要す  
る料金は負担していただきます。

#### 申込方法

申請書類に必要事項を記入の上、  
お申込み下さい。  
なお、正月・彼岸・新旧盆などは  
休務となりますのでお早めにお願  
いします。

申込先 〒105-8544 東京都港区芝

二一五二二

曹洞宗宗務庁教化部

フィルムライブラリー係

TEL ○三三四五五五—五五〇

○三三四五五五—五四一(代)

FAX ○三三四五五五—五四二

No.	題 名	内 容
20	道元さま (アニメーション) 一般・青少年 (26分)	入宋後、如浄禅師と邂逅し、「身心脱落」までの一刻一刻を懸命に求道する若き青年僧道元の姿を中心にして、禅師のご生涯(誕生から永平寺を開くまで)を描いた作品。
21	瑩山さま (アニメーション) 一般・青少年 (30分)	観音信仰篤い母の慈愛によって生まれた行生が出家し、大悟徹底され、衆生済度に励まれ、「生き仏さま」と多くの人々に見守られながら、永光寺にて坐禅姿のままご遷化されるまでを描いた作品。
23	禅のいぶき 一般 (30分)	平成9年度、第35回日本産業映画ビデオ賞を受賞。曹洞宗の両大本山紹介映画。大本山永平寺と大本山總持寺は檀信徒信仰の帰趨の地であり、また同時に若い僧侶の厳しい修行の場でもある。四季折々の変化をおりませながら壮大な伽藍と、修行僧たちの日常の生活を美しい映像で描いていく。檀信徒必見の作品。

# ☆環境教育ビデオの御紹介

No.	題 名	内 容
25	環境教育シリーズ① 第二の自然環境、水田 青少年・一般 (16分)	弥生時代から始まった稲作と水田は人類にさまざまな恩恵をもたらしてきたが、その水田が今、いろいろな意味で危機に瀕している。
26	環境教育シリーズ② 森は海の恋人 青少年・一般 (16分)	森林資源の乱伐が、山の機能を喪失させ、ひいては海の生物も育たないほどに汚染している、地元の人々の環境保全運動を描く。
27	環境教育シリーズ③ 山の中の大煙突 青少年・一般 (16分)	明治時代、日立鉱山を舞台に繰り広げられた経営者側と地域住民の公害に対する取組を描く。
28	環境教育シリーズ④ 新しい公害 一産業型から都市、 生活型へ 青少年・一般 (16分)	最近の新しいタイプの公害、ヒートアイランド現象、自動車交通公害に焦点を当て、その問題と解決の方向を探る。
29	環境教育シリーズ⑤ 江戸のリサイクルに学ぶ 青少年・一般(16分)	江戸時代の生活排水、ゴミの処理、日用品のリサイクル方法をもとに、現代のものと比較し、環境問題を考える。
30	環境教育シリーズ⑥ 私たちのラムサール条約 青少年・一般 (16分)	水鳥の生息地を次世代に残すための国際的環境保全条約ラムサール条約をふまえ、自然保護を考える。

両大本山御用達 曹洞宗専門  
株式会社 谷口法衣佛具店  
〒606 京都市下京区高辻通麩屋町東入  
電話 京都075(351)9741(代)  
FAX 京都075(351)9692  
梅花講御指定販売店



谷口法衣仏具店ならではの：  
**技の粹**  
御法衣、御袈裟、御仏具、  
荘厳具、記念品

# ☆その他のVHSのビデオの御紹介

No.	題 名	内 容
31	美しい地球を よごさないで  児童 (25分)	1985年、イギリスで出版された同名の本をもとに制作された。世界の子供たちの環境保護への叫び声が込められている。東京に住んでいる少女はなは親戚のおじいさんが営んでいる山小屋へ。そこで繰り広げられる、不思議な体験を動画、アニメを交えて描き、自然環境の大切さを訴える。
32	新ちゃんがないた！  児童 (36分)	佐藤州男原作。全国青少年課題図書に選ばれ、多くの少年少女に愛読されている。四肢性マヒという障害のために施設の学校へ行ってた新ちゃんが4年ぶりに実家へ帰ってきた。しかしそこで新ちゃんを待ち受けていたものは、上級生、下級生からの嫌がらせ。幼なじみのツヨシと共に立ち向かっていく。
33	負けるな千太 —さよならいじめ虫—  児童・青少年 (24分)	子供たちの間で問題となっている「いじめ」。クラスの中で行われているいじめをある少女の目を通して見る。いじめがいかに無益か、命がいかに大切であるかを描く。この映画は、問題の解決のためにみんなで考え、話し合ってもらうためのひとつの題材として作られている。
34	風の中のスクラム  青少年 (53分)	チームワークが求められる高校ラグビー部を舞台に繰り広げられるこのドラマは「無意識の差別感」がどれだけ人を傷つけ、心を踏みつけているかを多感な青春群像に重ね合わせて描いている。あってはならない差別落書き事件を生徒たちは真正面からとらえ、自分たちの手で問題解決の糸口をつかもうとする。
35	こんど逢うとき  青少年・一般 (55分)	アメリカ在住の日系三世尚美は、留学生として祖父母の故郷和歌山でホームステイすることに。日本には差別がないと思っていたが、いまだ、部落差別や外国人に対する差別が根強く残っていることに気づく。「すべての人が理解し合い、認め合うことによって差別はなくなる」そんな思いを込めて日本をあとにする。

曹洞宗専門  
法衣・仏具  
梅花流法具

衣ころも

株式会社 糸田野福藏商店

〒604 京都市中央区高倉通御池南入  
TEL 075(221)1455(代) FAX 075-221-7811  
フリーダイヤル 0120-1455-07



# 一書き損じはがきリサイクル一

## '98ワットチューティル メーソツツゴ一 小学校贈呈式報告書より

サンタピアアップみやぎボランティア会

### ごあいさつ

サンタピアアップみやぎボランティア会会長 佐藤 正明



このたび、当会が教育支援の一環としてカンボジア、スバイリエン州ヘワットチューティル小学校（八年度分）とメーソツツゴ一小学校（九年度分）の二校を無事贈呈できましたことは、会員のご協力はもとより、県内外から寄せられました温かいご支援の賜と厚く御礼を申し上げます。さて、当会が発足して五年目となりました。ハガキリサイクルを中心とした活動も県内を中心に、全国の方々からご理解とご協力をいただけるようになりました。ハガキ一枚、切手一枚が、カンボジアの子供達の健全な成長と教育の向上に役立つことを思う時、活動に対する自覚と協力して下さった方からの責任を強く感じるものです。

思い起こせば七年前、私は当会の前身である「難民に衣類を贈る宮城県民の会」に初めて参加させていただき、カンボジアの人々に思いをはせ、皆で衣類を整理しました。そしてこの衣類が無事に届き、着用されていることを聞いた時、胸が熱くなるのを覚え、共に生きていることを実感したものでした。

そして、会の名称は変わりましたがハガキリサイクルキャンペーンを継続事業として、カンボジアへ教育

支援の目的で小学校を寄贈させていただいているわけです。

今回の贈呈式で五校目を数える迄になり、贈呈事業に関わるあらゆるボランティア活動は益々定着化の様相を呈してまいりました。が、しかし、この状況に安住することなく、私共はさらに精進しなければなりません。

私共の行動の基本は「利他行」であり、「菩薩行」です。自己はさておき、他を思いやり行動をおこすことです。がその力は、ひいては自己をも向上させることになるのです。

ここで大事なことは、自己の向上ということとは放下し、かけひき無しの純粋な思いやりの実践という、高邁な理想を追求することでありましょう。

私共は仏教者として青年宗侶として、この基本的な態度をもとに諸活動にのぞみたいものです。ひとつの行動が同心円上に広がる波紋のように伝播してゆくならば、自己を含め会全体の真の発展が見えてまいります。そしてその帰着するところは正法宣揚であり、具体的な布教化活動の展開ということが言えましょう。

ボランティア活動を通じ、自己を高める努力を怠ることなく、共生を

実感できる自己を築きあげたいものです。そしてサンタピアアップ（平和）の波紋がさらに大きく伝播することを願って止みません。

今後、ボランティアの本義をしつかり肝に銘じ、会員一丸となって精進してまいりたいと存じます。どうか一層のご支援とご協力を賜りますよう衷心よりお願い申し上げます。ご挨拶と致します。

合掌



# ◊書き損じハガキリサイクル

## キャンペーン集計結果◊



サンタピアアップみやぎボランティア会事務局長

伊 串 泰 純

○ハガキ枚数合計（全種類累計）	52,540枚
○切手枚数合計（金額換算）	297,800円
○交換ハガキ・切手の枚数、金額	普通 32,900枚（1,535,000円）
	往復 5,350枚（535,000円）
	切手 314,000円

### まちがえた年賀状を捨てないで！

◎書に損じた年賀状や官製ハガキをまとめてご提供下さい。カンボジアの子どもたちに小学校をプレゼントする資金にさせていただきます。

- ・未投函のものであれば数年前のものでも、どんな印刷がしてあってもかまいません。
- ・書き損じハガキ1枚につき5円の手数料で新しいハガキや切手と交換できます。
- ・新しいハガキや切手を協賛団体や個人に買っていただき学校建設資金の一部に充てます。
- ・郵政省が売り出す年賀状の1割、約4億枚は使われずに終わっています。
- ・書き損じハガキ約20枚でカンボジアの小学生1人が1年間学校に通うことができるほどの価値があります。
- ・1枚でも捨てずに下記へ送って下さい。

〈送り先〉 〒981-0932 仙台市北山郵便局留 サンタピアアップ宛

〈問い合わせ〉 事務局：〒981-0915 仙台市青葉区通町1-3-16 玄光庵内

サンタピアアップみやぎボランティア会事務局

☎・FAX022-234-9848（専用）

寺院用品・法衣・袈裟・金襴・諸経典発行・佛壇・佛具

総合仏具店

# 中 居 堂

〒980-0803 仙台市青葉区国分町3丁目10番32号

代表電話／仙台022(225)4495番

FAX専用／仙台022(225)4490番



# ワットチューテイル小学校

## 校長御礼の挨拶

贈呈式に於いて

まず最初に、お越し頂いた僧侶の方々、国内、国外の関係者の方々に厚く御礼申し上げます。

今日、ここにサンタピアアップみやぎ様のご支援のもと建設された新しい学校の開所式を迎えることが出来ました。

本日に至るまでの歴史を簡単にお話したいと思います。1950年後半から60年前半にかけてコミューンにより小学校が建設されました。しかし1970年から75年の内戦により小学校は閉鎖、放置され、1975年から79年のクメールルージュ政権によって完全に破壊されました。そして1979年以降、就学年齢の子供たちの要望によってコミューンは戸外の木の下で授業を再開しました。コミューンは1988年には2教室で、土壁、竹、ヤシの屋根の木造校舎を建設しましたが、その状態は劣悪で、1997年には閉鎖されました。また1992年には、3教室を持つメッキ塗装の木造校舎を建設しました。1997年から98年にかけてはサンタピアアップみやぎ様のご支援によって、5つの教室と4つのトイレのあるコンクリート校舎が建設され、備品が整えられました。現在、当校は5教室の新校舎1棟と、3教室木造の旧校舎1棟、生徒数474人、教員数10人ですが、7クラス86人の生徒は教室がなく、外で授業を受けています。

建設委員会、先生方、生徒とそこご両親に心から敬意を表すと共に、新校舎設立にご支援頂いたサンタピアアップみやぎ様に深く感謝致します。貴団体の寄贈は、現在カンボジアにとって必要な社会の安定、平和と復興、人的資源の開発のために必要不可欠な教育において、重要な役割を果たしています。サンタピアアップみやぎの皆様が健康で幸福に、末永く繁栄いたしますように。

CheaSiphon ワットチューテイル小学校校長



ワットチューテイル小学校

## 全国曹洞宗青年会

## 緊急災害ネットワーク作成にあたり

ボランティア委員長 井上誠晃

「そうせい」第一〇二号に全国曹洞宗青年会・緊急災害ネットワークを同封いたしました。(予算の都合上、正会員、賛助会員様のみ同封)

これは、全曹青役員、各単位曹青会長(評議員)、各管区理事、各管区ボランティア委員の方々の名簿です。本庁マニュアルと共にヒモで通して保管して下さいませ。

なお、名簿の変更がありましたら、全曹青事務局へ御連絡下さい。

## ◎全曹青ボランティア研究部会主旨

前ボランティア委員長

大谷良心

多くのかけがえのない人命と、都市の安全を根底から揺るがした、阪神・淡路大震災

我々は発生直後より、被災地の惨状を知り、何か出来ることはないかと、宗門をあげて連携をとり、単位曹青は避難所を回り、炊出しや救済物資の搬入等の活動が何度となく繰り広げられた。また他の多くの団体

や組織も混乱した状況下でボランティア活動を展開した。

今回の震災を機に我が国では、社会に根付きにくいと言われていたボランティア活動が、若者を中心に花を咲かせようとしている。そこで我々は以下の重要点について継続事業として研究行動を起こすものである。

## ◎ボランティア活動を展開するために

日本のボランティアはお互い様による助け合いである。神戸のように遠隔地の事情等で現地で救援活動が出来なくても思いは同じである。

人間関係による人の和合と熱意と発想が我々のボランティア活動の根底となる。

ボランティア活動の特徴は、自発性・福祉性・無償性・継続性などがあります。

しかし、我々のボランティア活動は、日本の文化の中でボランティア活動と意識しないボランティア活動が地

域社会の中であつたものと考えます。日常生活の中の「あたりまえ」の出発点となる。「あたりまえ」の価値観はそれぞれ違う。そして違うことを認め合うことから始まる。

ボランティア活動は必要であるが、自分に出来ることを日常生活の中で見直そう。

目に見えるボランティア活動が出来なくても、誰も強制も批判もできない。

また、ボランティア活動を行っても奢ることなく、自慢することなく「あたりまえ」として認識しよう。

被災地や支援を受ける方々にも、自立支援ではあるが自立を求めることもやめよう。自立出来ない人も、自立したく無い人もいて当然ではないか。

ボランティアという言葉が日本の本来の文化のなかで生まれ変わる。

日本の文化と日常生活の中で、自然な自分出来るボランティアを研鑽して行くことを、我々の出発点とする。

山門・鐘楼堂の設計・施工  
釋製寺院仏具の製作・販売

株式会社 **しゃじ**

☎0188-65-6077

〒010-0956 秋田市山王臨海町3-37  
FAX 0188-64-1093



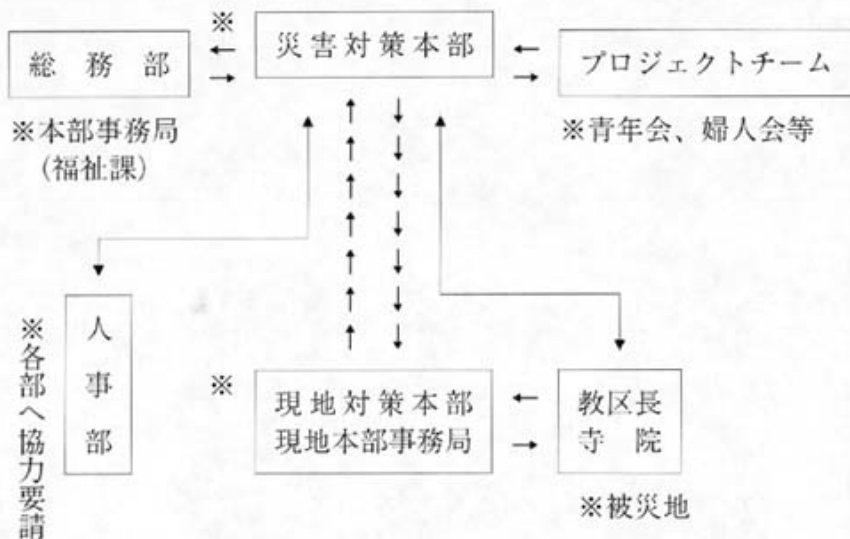
寺院向け管理プログラム  
しゃじくん開発中!  
for Windows  
(来春発売予定)

※ 詳細については  
お問い合わせ下さい

# ☆災害対応マニュアル

(宗報H8.8月号別冊付録) より

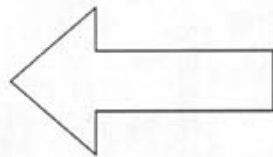
## ◇災害対策組織図 (情報収集と連絡系統)



※災害対策本部  
 本部長：宗務総長  
 副本部長：総務部長  
 部員：内局・課長

※現地対策本部  
 本部長：総務部長  
 副本部長：所長又は管区長

※現地本部事務局  
 宗務所職員又は教化センター職員等



全曹青として見た場合は  
 次頁のネットワークとなる。

寺院用佛具・佛壇・製造販売  
 曹洞宗梅花流法具販売指定店



ほう 光  
 放 光

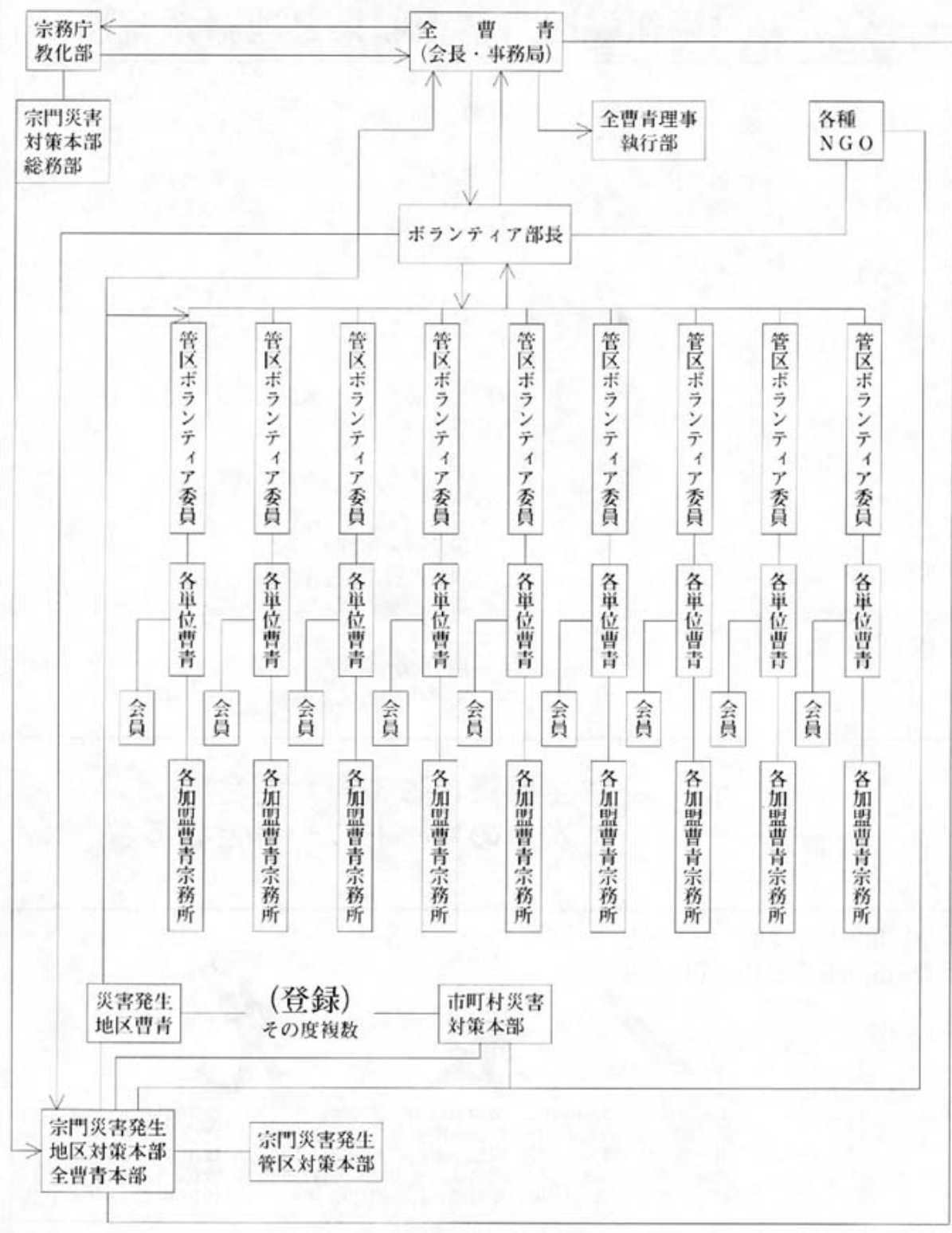
本店・工場	〒940-0825	長岡市高畑町617番地	☎(0258)33-5644
新潟店	〒951-8142	新潟市関屋大川1-11-2	☎(025)233-4493
川越店	〒350-1124	川越市新宿町1-23-2	☎(0492)44-7741
高崎営業所	〒370-0046	群馬県高崎市江木町1179-2	☎(027)324-3721
長野営業所	〒380-0911	長野県長野市稲葉1980-1	☎(026)222-3811



# 全国曹洞宗青年会ボランティアネットワーク

(緊急災害用)

\*注 本庁のネットワークは教区長発信で別となる。



連載

利他行

## 五、『八地沈空の難』



元駒沢女子短期大学教授 太田久紀

「八地」とは菩薩の十地の修行のうち「第八不動地」のことである。

唯識は、菩薩の修行の進展を、五位または四十一位の段階に分けるが、第八不動地は仏果位に近い高い階位にあるとする。

菩薩もここに到ると、「大力の菩薩」「深行の菩薩」「自在位の菩薩」などと尊稱される。

その第八地の菩薩の内的境地は、「智慧」については、無分別智が自在に働く状態にあり、「煩惱」については、生得的な能性は残っているものの、具体的な働きはしない状態にあるという。

ところが菩薩が空・無相に執著し、その法楽に耽りそこに立ち止まってしまうことがあるといい、それを

「八地沈空の難」という。

まず第八地の「智慧」については、「無分別智が任運に相統する」という。

「無分別智」とは、空・無相の真理と一体となるという清浄な智慧であるが、言葉によって分別・思惟する分別智とは異なり、「直視智」であり、分析的方法を超越した總体的な「無相智」である。

言葉に依らず、分析的でないので、うっかりすると思考停止や恍惚状態と間違われることもあるが、言葉や分析を超えて直接的總体的に「真」と一体となる第一義の智慧である。われわれは、言葉や分析的方法に依存する限り「真」に触れることはできない。

言葉や方法は、万能ではない。そこにおのずから限界があるからである。

「無分別智」は、すべての智慧の根本であり、言葉を言葉たらしめる言葉の根本でもある。

言葉は無分別智の裏づけによって初めて真の言葉になるのであり、無分別智を欠いた言葉は、空虚な騒音にすぎないことになる。

分析的方法によって捉えられたものも、総合的直観的な無分別智に支えられることによって、初めてその意味を持つことになる。

第八地の菩薩は、その無分別智が任運自在であるというのだ。

一方、第八地の「煩惱」は、(A)生得的な煩惱の可能性(種子)は、なお潜在しているが、(B)具体的な活動(現行)という点では永伏されていて動くことはないという。

(A)を「俱生起の煩惱の種子」といい、可能態としては煩惱が残っていることを表わし、(B)を「煩惱の現行」といい、顕現態としては永久的に伏断されていることを表わしている。

つまり第八地というのは、修すべき無分別智も、断すべき煩惱も理想に近い境地にあるといえる。

ところがその理想態に近い第八地

の菩薩が、空・無相に耽著して前進しなくなるという。

次のようにいわれている。

八地の中には、無相の楽を得て、寂滅に耽著して進修しようとし、しない菩薩がある。

諸仏は、それをご覧になって七度、進修を勧めたもう。

そこではじめて進修する。

智慧において煩惱においても、理想的な状態にある第八地の菩薩が、無分別智を身に備え、煩惱を断じながら、空・無相の魅力にとりつかれて、そこに立ち止まり前に進めなくなってしまうことがあるというのである。

無分別智は、菩薩十地の第一「極喜地」で体得されているはずであり、さらに第七地まで、繰り返し諸種の修行によって練磨されてきているはずである。

ところが第八地という高い境地にまで進んでいながら、そこで「無相の楽」に耽著するとは何事であろうか。

どうやら空・無相の境地には、正を邪へ落とし込み、真を偽へ変質させる魔力が潜んでいるようである。

唯識は空・無相に停滞するものを

「悪取空者」と呼んで強く批判する。たとえ須弥山のような堅固不動な有見に陥ることがあってもなんとかなるが、空・無相に耽著する空見はたとえ髪の毛の十六分の一ほどの微弱なものであっても怖れなければならぬと非常に厳しい。

○ 空・無相への偏りを批判する理由は簡単だ。

空・無相はそこに停滞する限り創造的な発想はなにも生まず、修行は前進することなく、そこにとまってしまうからである。

空・無相は、観念的な智慧の働きだから他との関連を気にする必要がなく、独り心の内面で楽しむことができる。

自分独りの解脱の法楽に耽ることのできるのである。そういう気楽な面があるように思う。

有・有相とは、他の存在とのかわりだから、自分独り楽しむということはできない。他にかかわる限りなんらかの軋轢を生じ、一種の煩わしさが付随するだろう。

空・無相の境地には、個々の存在への配慮はない。個々の存在は空・無相の真理のなかに溶融してしまっている。

○ たしかに人生には、本質的な次元に空・無の一面が隠されている。どんなに努力しても消えるものは消える。有為法は本質的に滅びる宿命を背負っているから、「有為法の滅するは因を待たず」（「俱舍論」）といわれる。

まさに人生は草露の如くである。仏陀の教説には、そういう人生の否定的な一面を、じつと見すえる強い姿勢がある。

だから否定的な一面への省察を避けるならば、仏陀の教説の精髓にも人生の真相にも触れることはできないだろう。

○ だが一方的に空・無相の悦楽に耽著することは証悟体験ではない。

○ それでは空・無相の耽著に陥った菩薩は、どのようにしてそこを抜け出していくのだろうか。

○ 注釈は「諸仏は七度進修を勧めたもう」という。

空無の境地に陥った菩薩が、そこを抜け出すには、諸仏の勧めを必要とするというのだ。

自力を頼りにしていたのでは、抜け出すことはできないといっていることだ。そこに仏道の神秘があるよ

うに思う。

○ 聖僧の前に、老師は幾度も五体投地する。それは何か。

○ 唯識は執拗な深い自我への愛着を発見し驚きの嘆声をあげた仏教である。その省察は鋭く深い。

○ 清浄な空・無相の、自分独りの法楽を求めつづける八地の菩薩の精神の底に、微細なエゴイズムの潜在を発見したのである。

○ そこに「利他行」の難しさを、そして、しかしそれを実践しなければ仏道は完成しないことを示唆しているように思う。

○ 唯識は、その独りの悦楽を求めめる心を末那識と呼ぶ。



和顔堂に足らぬもの三つ  
あいがたいと言ふ心  
おかげさまと言ふ心  
もったいなくと言ふ心

◆ 営業品目 ◆  
寺院専用各種記念品・慶弔用品・御布施教用品・お供物品  
その他寺院用品全般・結婚式引き出物・香典返し用品  
企業及び商店PR用品・販売促進品・ギフト用品全般・名入れ・包装のし掛け



わげんどう  
和顔愛語の 和顔堂

〒141-0031 東京都品川区西五反田5-7-4

☎ 03-3490-1061 代  
FAX. 03-3490-1061  
☎ 0120-7676-00



## 「足元からの変革」

## 一二年目をめざして



全曹青会長 寿松木 宏 毅

の様に、何を期待し、どんな不満を抱いているのか、といった観点から私たちのあり方に光を当て、歩んでいく方向を見定めようとしたこととあります。

混迷を深めていく状況の中に身を置くものの一人として、目前で起きているさまざまな問題に、「自分の生き方がどうかかわっているのか」を見つめ、問いかけていくために、以下の活動を重ねてまいりました。

(一) 本年二月、「青年僧に望む」と題して大分県別府市で禅文化学林を開催しました。一般社会の方々と共に私たちが当面している環境、医療、教育の問題などについて活発な議論がかわされたのです。

望まれていることは、「人間を出来る出来ないで判断するのではなく、その人の存在をまるごと認めてあげることのできる社会の確立」であります。私たちは各管区の方々と共にこうした活動をさらに進めていく決

意であります。九州での反響も大きく、次は北海道管区にて行われることになりました。

(二) 継続してきた事業として「花まつり」があります。今回は国立ハンセン病療養所「多磨全生園」（東京都東村山市）にて慰霊法要と研修を兼ねた花まつりを行いました。ハンセン病の方々と触れあいを通して、命の尊厳とは何か、われわれが生きているということはどのようなことなのか、あらためて考えさせられる機会となりました。

今後これらの事業も宗門が掲げている「人権、平和、環境」といった課題に即して深められていくことが肝要と受けとめております。

さらなる課題として次の三点が上げられます。

一つには、長年の試案でありました年会費が見直されています。今年度より一会員あたり五百円とし、加盟団体はその会員数の年会費を納入することが承認されました。一層の自己資金の充実を図っていききたいと思えます。

二つには、会長選考および会則全般にわたっての見直しが理事会で指摘されてきました。そこで検討委員会を設け、会則改正に向けて取り組

んでいきたいと考えております。三つには、日頃ご支援をいただいている御寺院様や会員の恩顧にも答えることが出来るよう、各委員会でも積み重ねてきた活動の諸成果を布教資料として提供することを心がけていきたいと願っております。

最後になりましたが、今年度も私たちは「足元からの変革」をめざして、皆様のご期待にそえるよう精進していきたく存じます。何卒ご支援とご教導の程お願い申し上げます。



# 平成10年度全国曹洞宗青年会総会 理事会・評議員会にて活発な論議



去る五月十五日・十六日宗務庁において、十五日の理事会と、十六日には評議員会に続いて総会が行われた。

寿松木会長の一年間の活動を振り返ったの総括であり、各委員長からその活動報告がなされた。

各委員会は、桜井前会長時代に創設された新たな委員会（授戒会・ボランティア・パソコン等）を含め、四年目を迎える。そして、継続的な運営・活動を心がけ全国的な情報の



収集をして各単位曹青と相互の連携を語り、活動を展開している。

理事会においても、各委員会の活動は高く評価された。

特に、今年二月に九州・大分にて開催された「禅文化学林」九州大会は、地元大分曹青の会員諸兄の御協力により盛会に円成できたこと。また諸先輩・諸老師方、一般の女性の方も参加しての大会は、全曹青との関わり合いを身近に捉え、その距離を縮めることができる意義ある地方大会であると評された。

今後の活動を展開するにあたって誠に力強い評価であり、同時にその責任の重さを執行部一同改めて痛感した次第である。

評議員会には、各委員会の活動報告に対する質疑等がなされた。

二年目を迎える寿松木会長の活動方針は、評議員会・総会にて認められより充実した活動を期待された。

続いて禅の集い中央研修会が行なわれた。内容は、禅文化学林九州大会（ひろさちや先生の講演等の上映）禅の集い資料紹介と授戒会血脈作成ビデオの紹介であった。血脈作成ビデオは良く参考になり、本年度中に完成する予定。

（※なお、御希望の方は実費にて購入できるとのこと。次号で御紹介申し上げます。）



☆今話題のインターネットとは??

# インターネットの世界を のぞいてみよう! (その4)

連載も早いもので、第4回目を迎えました。今回はインターネットに潜む危険性について述べたいと思います。

あえて危険性について語るのは、インターネットという混沌とした社会を安全に渡るために必要な知識だからです。

実際の社会での生活を例に挙げれば、街が発展して人口が増えて巨大な都市になるほど利便性は向上しますが、トラブルなどのマイナス面も増大します。

ネットワークの社会も同様で、初めは小規模なネットワークであったインターネットの利用者は、今では全世界で6000万人を超えるといわれています。日本国内に限ってみても800万人程度の利用者があるそうです。(IDC調査)

もはや、インターネットの社会は、一つの国家を形成していると考えても良いのではないのでしょうか。その中には、善良な市民のだけでなく、泥棒や詐欺師のような行為をおこす人も含まれているかもしれません。また、利用者の不注意が思わぬトラブルを引き起こすことも考えられます。今回は自己防衛の一貫として、ネットワーク上でどのような問題が生じているのかをいくつかの具体例を通じてご紹介していきたいと思います。

新聞報道等でたびたび取り上げられているような、システムの破壊やデータの盗み取りなど、特定の悪意を含んだ目的をもってコンピュータシステムに侵入する人を「クラッカー」と呼びます。具体的には、企業や公共団体のコンピュータに不正に進入して、情報を盗み出したり、書き代えてしまうというものです。

大規模なデータを抱える企業、公共団体にとって、データの流出や改ざんは絶対に避けなければならないことであり、従って不正進入者への対策も徹底的に行っています。

しかし、データの盗み出しや改ざんについては、個人のコンピュータにはあまり矛先を向けられることは無いように思えるかもしれません。手間に比べて得られる情報があまりにも少ないからです。それゆえ個人レベルでの対策が甘くなりがちになります。

むしろ、あまり表面に現れないような個人レベルでの被害も増加傾向にあることを念頭に置く必要があります。絶対に事件のない社会が存在しないように、インターネットの社会でも絶対安全ということはありません。しかし、何が危険なのかを知っていれば、トラブルに巻き込まれる可能性はずっと低くなります。

ここに、具体的な事例としていくつか紹介したいと思います。

- (1) プライベートの情報(名前、電子メールアドレス、住所、電話番号等等…)のリストが自分の知らない内にネットワーク上に公開されてしまう事例
- (2) 電子メールを通じてのいたずらや勧誘、ダイレクトメールなど
- (3) コンピュータウイルスに感染することによるデータの消失や、パソコンが使い物にならなくなる事例
- (4) インターネットで買い物をする際に入力したクレジットカードのカード番号と暗証番号の流出による金銭的被害

など、事例を挙げるときりがありません。

そんなに危険性があるネットワークの世界ならば、入らないほうが良いのではと感じる方も多いかもしれません。しかし、例えばプライベートの情報は、自分の知らないうちに流出し、公開されてしまうことが問題です。常に自己防衛の手段として、自ら監視する体制が必要なのです。

ここでは、上記4つの事例についてさらに詳細に検討していきます。

- (1)については、例えば試しにインターネットの検索サイトの一つであるインフォシークジャパン



(<http://www.infoseek.co.jp>) で、自分の名前や自坊・師寮寺の名称を入力して検索をかけてみてください。この検索はかなり強力で、インターネットの情報をほぼ全文検索してくれます。

たとえ身に覚えがなくても自分に係わる情報について幾つか登録されているかもしれません。このような場合は、自己防衛として可能な限り注意して見て廻ることも必要不可欠になるのではないかと思います。もし不当に公開されている個人情報であれば、公開を行っている先に抗議しなければなりません。

(2)は、特に懸賞に応募したことがあったり、自分のホームページ等でメールアドレスを公開している場合は特に留意しなければなりません。

ダイレクトメールは、文字どおり個人宛の宣伝メールです。この程度なら未だ良いのですが、悪戯とて、無意味なメールを何千通も一度に送信する「メールボム」というものもあります。

前者は、発信者がはっきりしているので対処もできますが、後者の場合は犯罪性が高く、発信者を特定できない場合が多いのです。

(3)については、不特定の人に対して、故意にトラブルを起させるのを目的としたソフトウェアプログラム(ウイルス)を組み込んだファイルによるトラブルです。病気になぞらえて、ウイルスら入り込んだ状態を「感染」と表現します。ある条件下で何の前触れもなく「発症」し、データやコンピュータに被害を与えるのです。

普通のメールを受信して読むだけでは、まず感染しません(ここの部分が、良く誤解を生じる所です)が、メールに添付されてきたワープロの文書や表計算のソフトを開くときや、ソフトウェアをダウンロードしてきて実行するときや、他の人からのデータフロッピーを読み込むときには、出典がどのものなのかを十分に注意してから開くことが大切です。また、ウイルス対策ソフトを利用することも有効です。ウイルスについては、常に新種のウイルスがつけられ、ばらまかれていますので、対策も常に最新のものを導入しておく必要があります。ウイルス対策ソフトが常に更新されているのはそのためなのです。

(4)については、インターネットでの買い物等で、むやみにクレジット番号を送信しないことです。インターネットを流れる情報は、第三者からも専用のソフトを使うことで見る場合があるそうです。

膨大な情報の中から、プログラムを組んで、「連続する16桁の番号」が見つかったときに自動的に抽出するようにします。16桁の番号がクレジット番号である可能性はとても高いのです。次に、選ばれたクレジット番号の付近の情報を丹念に調べていくと、名前と有効期限がわかってしまいます。あとは、その人になりすまして、インターネット等で買物を繰り返すだけなのです。

このような事を防ぐために、情報が第三者に見られないよう暗号化技術が開発されつつありますが、しばらくのあいだは買物をする場合でも、銀行振込や代金引換にしたり、カード番号を送る場合でも郵送やファックスなど他の手段をつかったほうが良さそうです。また、その商店自体が本当に信頼がおけるものなのかどうかを、よく吟味しておく必要があります。

全体を通して言えることは、安全管理の第一の基本は、パスワードであるということです。インターネットにも、銀行カードと同じように、自分で設定する暗証・パスワードがあるのですが、これについては、絶対に名前や生年月日、簡単な単語など、容易に類推されるものにしてはなりません。

ましてや、紙にメモしてパソコンに張っておくのはもってのほかです。前述したクラッカーは、まず他人になりすまし、使われそうなパスワードを片端から試行錯誤してシステムに侵入していきます。自分宛に届くはずの電子メールがすべて盗まれてしまったり、第三者の名前を使った詐欺事件も発生しています。このことから、パスワードの管理が非常に重要であることが言えます。

インターネット、電子メールはコミュニケーションの手段として、とても便利なものですが、その利便性ゆえのデメリットも多いことがあるということを示非理解して頂きたいと思います。

しかし、そのほとんどは自己防衛によって防ぐことができます。インターネットはこれから益々普及していくことでしょう。利用者が増えることによって確立されてきた基本的ルールやマナーはもちろん、安全対策についても最大限の注意を常に払うことが必要なのです。

電子メール送受信の基本的ルールについては、次号でご紹介したいと思います。

平成10年度

## 全国曹洞宗青年会総会資料より

平成9年度

## 総合企画事業研修委員会の活動について

総合企画事業研修委員会委員長 宗 勝 英

## 【委員会主旨】

全曹青の継続事業である「禅文化学林」・「花まつり」を中心とした事業の企画・運営を図り、各委員会・管区・単位曹青と連携を保ちながら事業を推進する。

十月十二日

- 第三回委員会 参加五名 宗務庁  
 ・禅文化学林（九州管区開催）について  
 ・花まつり事業（自己を見つめて）について  
 ・施設訪問（全生園）について  
 ・地域の情報（アンケート）収集について

七月一日  
 第一回委員会 参加四名 宗務庁  
 ・委員の役割について

平成十年  
 二月五日

事業計画（禅文化学林、花まつり）について

第四回委員会 参加六名 別府  
 亀ノ井ホテル

八月二十八日

第二回委員会 参加四名 宗務庁  
 ・禅文化学林管区開催について  
 ・花まつり事業の方向性について

禅文化学林打ち合わせ  
 ・花まつり事業について  
 ・全生園訪問の具体化  
 ・花まつり情報の文集、利用について

六日

禅文化学林 参加一八〇名 多  
 府亀ノ井ホテル

四月十七日

第五回委員会 参加六名 宗務庁  
 ・禅文化学林決算（当日現在）  
 報告

花まつり全生園訪問  
 ・花まつり情報（通信、パソコン）作成について  
 ・花まつり事業の今後について  
 十八日

花まつり法要施設訪問 十九名  
 ・高松宮ハンセン病記念館 多  
 磨「全生園」  
 ・花まつり法要、慰霊法要、記念館・園内訪問

上記以外

管区大会助成 東北、東海、近  
 畿、中国、九州  
 北陸は祝賀

## ◎総括

会長所信「自己の再認識、組織のあり方と連携」に基き、委員会のあり方、事業のあり方を確信する一年間でありました。委員会としては「委員各々の自覚により取り組む姿勢を正す」努力をしています。また、

事業面は、前執行部の事業を継続し、展開していくことを考えています。

「禅文化学林」九州管区にて開催

九州管区曹青の全面協力により無事円成。

事業を共にすることで全曹青への理解と、社会においての青年僧としてあり方（会長所信）について考えさせられました。

「花まつり」事業

執行部会、委員会にて論議を重ねております。

「全国各地で行われる花まつり紹介」の為の資料集めは、協力を得られず苦慮しています。協力いただいた資料と執行部、委員で集めた資料で紹介していくべく準備中です。

「全生園」訪問にて、宗門の「環境・人権・平和」のテーマに沿った今後の活動を考えていくべきことを確認しました。



平成9年度

# 広報委員会の活動について

広報委員会委員長 東 井 千 明

## 〔委員会主旨〕

本委員会は、年四回発行の「曹青通信」を通し全曹青の活動紹介と各管区・各単位曹青の情報交換の場として機能することを目指している。

## ◎活動報告

平成九年

○第九十八号 三十二ページ

七月十日 一万三千部発送

○第九十九号 二十六ページ

第九十九号別紙 十ページ

十一月二十三日 五千部発送

平成十年度

○第百号 二十六ページ

一月二十五日 一万三千部発送

第百号別紙 八ページ

○第百一号 二十四ページ

第百一号別紙 四ページ

五月五日 五千部発送

## ◎総括

上記年四回を発行・発送した。平成九年の第一回評議員会にて、第三

種郵便の認可を取得しては如何なものか？という意見が出された。

しかし、平成九年七月以前は、年四回の発行物では認められなかった。平成九年八月以降、各種規制緩和により、年四回の発行物でも認められるようになったことで、第三種郵便を想定することが可能になり、あらかじめ取得を試みることにしました。

そこで、その準備段階として、名称変更（「曹青通信」→「そうせい」）をし、紙面の構成も認可されやすい形を考慮したものに変更しました。

第三種郵便申請に際しては、本庁のご指導を頂戴し、慎重に進めていきたいと考えております。

※賛助会員の皆様は、平成七年度一〇三二人、平成八年度一〇五〇人、平成九年度一〇九一人となっております。このように毎年賛助して下さる諸先輩方が増えておりますので、今後とも期待に応えるべく精進して参りたいと思えます。

平成9年度

# 青少年教化研究委員会の活動について

青少年教化研究委員会委員長 島 崎 敬 童

## 〔委員会主旨〕

現代の青少年層が、宗教界と我々僧侶に対して、何を求め期待するかをリサーチすると共に、他宗派における青少年教化活動の現状と課題を学習し、現時点で我々委員会に何が出来るとかを話し合い、活動の方向性を見つけ、青少年教化の現場において、必要とされる資料等の制作を行う。

また十一期からの継続事業としての、仏前結婚式の普及と活性化に向けて、積極的にブライダル業界に働きかけて行く。

◎活動報告  
平成九年  
七月一日

第一回委員会 参加五名 宗務庁  
・前期からの継続事業（ブライダル関係）の確認と、今期の活動に付いて討議。

・子供向け五観の傷・十重禁戒の作成を決定。

八月二十八日

第二回委員会 参加五名 宗務庁  
・五観の傷・十重禁戒作成へ向けての資料集めと、継続事業の活動状況報告。

九月二十八日

全曹青青少年問題フォーラム  
参加一名 築地本願寺  
・現代の青少年を取り巻くさまざまな問題に付いて、パネラーとレクチャー講師を交えて討議が行われた。

十一月十八日  
日本ブライダルセミナー 参加二名 ホテルオークラ  
・会場にて、前期制作のプロモーション・ビデオを上映し、今後の全曹青としての取り組みと活動展開について説明を行った。

十一月十九日  
第三回委員会 参加七名 宗務庁  
・ブライダルセミナー参加報告と、五観の傷・十重禁戒の内

と、五観の傷・十重禁戒の内

と、五観の傷・十重禁戒の内



容に付いての討議。

平成十年

二月五日

第四回委員会 参加七名 別府

・ 亀の井ホテル

・ 教化資料の収集と作成に向けて討議。

二月六日

第二回禅文化学林 参加七名

別府・亀の井ホテル

・ 禅文化学林の開催協力と委員の研修。

四月十七日

第五回委員会 参加五名 宗務庁

・ 継続事業についての報告。

・ 教化資料について討議。

・ 平成九年度の事業報告ならびに反省。

・ 平成十年度の活動について。

### ◎総括

平成九年度の活動を振り返り、現代の青少年を取り巻く社会状況が非常に複雑で、気持ちを理解するのが容易でない事を痛感したと同時に、今後の青少年教化活動が宗教界全体の大命題になると考えさせられた。

ついでには、教化の現場に現代の青少年達の目を向けさせ、興味をもた

せてゆくためには何が必要なのか、あるいは我々宗教者の方から青少年層にアプローチして行く方法はないものなのか、資料作成と共に今後の研究課題として行きたい。



平成 9 年度

## ボランティア委員会の活動について

ボランティア委員会委員長 井上 誠 晃

### 【委員会主旨】

緊急災害が発生した場合の全曹青の活動に備えるために、ボランティア研究部会として発足しました。

現在では、各地区曹青やNGOの情報を提供し、共に学び、応援支援のパイプ役としての活動を目指し、ボランティアネットワークの充実を図ってまいりたいと思えます。

### ◎活動報告

平成九年

七月二日

委員会総会 六名 本庁 微笑庵

・ 九年度活動内容の検討

・ 北朝鮮食糧支援問題

九月九日

委員会 五名 静岡 隣海院

・ ボランティア連絡網の原案検討

十月二十日

・ アンケート作成の検討

委員会 三名 三重 清岩庵

・ ボランティア連絡網の具体案

平成十年

二月五日

委員会 三名 大分 禅文化学林

・ ボランティア連絡網の最終調整

四月十七日

委員会 二名 本庁 花まつり

・ ボランティア連絡網確認

五月二十八日

委員会 二名 三重 清岩庵

・ 次年度の計画

上記以外

・ 地球環境資料配布 全曹青委員

・ 教化部 合計百三十冊

・ SVA活動(北朝鮮食糧支援・

中国震災支援) 紹介 全曹青ホームページ

・ 山口曹青活動(カンボジア学校

支援) 紹介 全曹青ホームページ

ジ

・ 全曹青ボランティア委員会の方



向性アンケート準備（全公会員実施予定）  
 ・全曹青ボランティア連絡網作成（全公会員宛に「そうせい」にて送付）

◎総括

緊急災害発生時の全曹青の活動マニュアルは作成してありますが、実際の活動は未知数です。予算の都合上少数委員会にしましたが、幅広く情報を収集するために委員の増員が必要です。予算が無くなったときには通信会議を増やし、出来るだけ情報を集め研鑽して参りたいと思います。

平成9年度

授戒会研究委員会の活動について

授戒会研究委員会委員長 松本俊幸

【委員会主旨】

「授戒会をもっと身近なものに」という考えのもとに活動を進めてきた。まだまだ総合的なものにして行くには今後の継続的な活動が必要となろう。

◎活動報告

平成九年

七月一日

委員会（於・本庁）

- ・活動方針の確認
- ・血脈作成ビデオについて
- ・各県の授戒会の実態

平成十年

三月六日

委員会（於・グランドホテル三

F）

- ・ビデオの件について
- ・授戒会の資料について

五月十九日

委員会（於・グランドホテル）

- ・ビデオの件について

六月八日

委員会（於・鳥取県天徳寺）

- ・血脈作成ビデオ収録

◎総括

昨年よりの継続事業であった、血脈作成ビデオに関し諸般の事情により大変遅れましたことを陳謝申し上げます。

ビデオ希望者には血脈折り板・竹へら等を添付し、実費にて送付可能です。



有限会社  草桶  
 法衣仏具店

〒616-8322  
 京都市右京区嵯峨野芝野町35  
 TEL 075(862)2345 FAX 075(862)2356  
 フリーダイヤル 0120-88-3992

平成9年度

## パソコン通信研究委員会の活動について

パソコン通信研究委員会委員長 大森 篤 史

## 【委員会主旨】

本委員会は全曹青主催のパソコンネットワークの企画・運営を行う。また宗門僧侶に対し「曹青通信」及びパソコンネットワーク上にて、パソコン及びパソコン通信の有効利用の啓発を試みる。

なお、全曹青主催のパソコンネットワークには次の二種が存在する。

- ・ ネット全曹青……………宗侶対象
- ・ PC-VAN
- ・ 全曹青ホームページ…一般対象
- ・ インターネット利用

## ◎活動報告

本委員会は会議開催をほとんど行わず、電子メール等を利用して活動を行っているため、時間軸での報告は行わず、平成九年度活動計画（二期の活動計画）として総会時に提出した内容の遂行状況について下記に報告する。

## 1. ネット全曹青

## (1) 会員へのデータ提供

① 仏教用語の A T O K 辞書データをライブラリに登録↓対応済

② 全曹青版寺院管理データのフォーマットを作成、ライブラリに登録し無料利用ができるようにする↓対応保留中

③ ネット全曹青を会員が無理なく利用できるような自動巡回ソフト等をライブラリに登録しその利用方法を指導する↓ソフト登録済・他のソフト検討中

## (2) 話題提供

① パソコン通信の豆知識（僧侶としてのパソコン利用情報）を掲載する↓未対応

## 2. 全曹青ホームページ

(1) 運営システムとしての確立を目標（定期的更新を行えるようにする）

↓一部のコーナーについては

月一回ベースでの更新を行っている。

(2) 最新技術（音声や動画）を使った、印象に残るページ作り

↓定期的な音声での仏教的な随筆のコーナー新設済

↑一期作成仏前結婚式ビデオ、ホームページ上で公開済

(3) 単位曹青との連携

↓各単位曹青主催または共催の禅の集いの情報掲載（アンケート回答率低い）

山口曹青、茨城曹青、山形曹青の行事案内掲載

(4) その他総会時提出分以外の活動

① ボランティア研究委員会の情報提供活動との連携

↓ S V A の北朝鮮、中国震災支援の情報掲載

山口曹青のタイ山岳民族支援の紹介

## 3. 共通事項

(1) 一斉 F A X の利用法

↓自動切替になっっている F A X 導入会員があまりにも少ないため実現は現時点では不可能と判断今後電子メールの利用を検討予定

(2) 全曹青の行事等のご案内および報告↓公開できるものについて

は掲載

(3) 曹青通信↓パソコン格闘記、インターネット関連記事掲載

(4) 広報委員会との連携↓一部記事の転載を行っている。

(5) 全国のパソコン利用宗侶の名簿作成↓情報が五件のみのため作成できず

(6) 電子会議↓三度開催

## 4. その他

(1) 全曹青ホームページ・曹青通信掲載の松本皓一教授の「青年僧にのぞむ」がインターネット上のコラムで紹介される

(2) 全曹青ホームページ掲載の仏教的な随筆のコーナーが「Computing」五月号で紹介される

## ◎総括

九年度は運営方法について見直しを行い、ホームページに関しては、一部定期的な更新を行える体制ができました。しかし、ネット全曹青に関しては会員相互の情報交換を目的としているため、会員が発信を行わなければ成り立ちません。今後、役員を中心として利用を促進する必要があると考えられます。

## 平成9年度 本部事務局活動について

平成10年6月16日  
事務局長 高橋 一浩

平成9年				
5月28日	執行部会・理事会		微笑庵	
29日	評議員会1		微笑庵	
	総会		研修道場	
7月1日	委員会総会1	・花まつり・禅文化学林	研修道場	31名
2日	理事会(執行部会1)	・会費変更に関する検討、大遠忌、曹青通信100号記念、管区の活動と単位曹青との関わり	〃	20名
	委員会総会	・各委員会協議報告	〃	31名
8月28日	執行部会2	・全日仏青、大遠忌、会費	微笑庵	16名
10月13日	執行部会3	・大遠忌、プライダルビデオ、神戸慰霊法要	第2ソートービル会議室	12名
12月1日	執行部会4	・禅文化学林の開催と時期、花まつりの開催方法と時期、会計中間報告	研修道場	15名
	理事会	・会費の問題・交通費支給について、会費改正の時期	〃	21名
2日	評議員会2	・年会費について※交通費支給、緑の基金	〃	49名
平成10年				
1月16日	執行部会5	・震災犠牲者追悼法要、次期会長選考委員会、プライダルビデオ	神戸市	15名
17日	阪神淡路大震災犠牲者追悼法要		神戸市 菅原市場	30名
2月5日	執行部会6	・禅文化学林配役と日程、総会日時、曹青通信お詫び	大分県別府市	15名
6日	九州曹青会員との懇談会	・全曹青全事業報告と質疑応答	〃	38名
	禅文化学林		〃	180名
3月31日	執行部会7	・花まつり次第説明、禅文化学林の反省点、禅の集い中央研修会、全日佛青の千僧法要、会則改正、次年度禅文化学林開催	第2ソートービル会議室	11名
4月17日	委員会総会2・執行部会8		研修道場	23名
18日	花まつり法要		東村山市 「全生園」	19名

上記以外

10年5月26日	全日佛青花まつり「千僧法要」	奈良・東大寺	147名
----------	----------------	--------	------



# 全国曹洞宗青年会平成9年度決算書

平成9年4月1日～平成10年3月31日

収入総額 一金 24,094,672円  
 支出総額 一金 23,567,228円  
 差引残額 一金 527,444円

## 収入の部

(単位円)

項 目	決 算 額	予 算 額	増 減	備 考
会 費	960,000	980,000	△20,000	20,000×48団体
賛 助 会 費	5,977,590	4,000,000	1,977,590	
事 業 助 成 金	15,000,000	15,000,000	0	宗務庁より
協 賛 金	1,760,000	1,500,000	260,000	曹青通信広告料
雑 収 入	101,252	224,170	△122,918	添菜等
前 年 度 繰 越 金	295,830	295,830	0	
合 計	24,094,672	22,000,000	2,094,672	

## 支出の部

項 目	決 算 額	予 算 額	増 減	備 考
事業費				
研 修 費	500,000	500,000	0	講師謝礼
広 報	8,560,718	8,000,000	560,718	曹青通信4回発行
禪 文 化 学 林	1,100,000	1,100,000	0	講師料・会場費
青少年教化研究費	1,000,000	1,000,000	0	
ボランティア研究費	1,008,809	1,000,000	8,809	
授戒会研究費	1,000,000	1,400,000	△400,000	
パソコン通信研究費	998,742	1,000,000	△1,258	
花 ま つ り	1,508,872	1,500,000	8,872	花まつり・活動報告集 総合企画委員会費
運営費				
会 議 費	6,250,020	5,000,000	1,250,020	
事 務 費	282,657	300,000	△17,343	
渉 外 費	1,357,410	1,000,000	357,410	管区助成、全日佛青
雑 費	0	100,000	△100,000	
予備費				
予 備 費	0	100,000	△100,000	
合 計	23,567,228	22,000,000	1,567,228	

527,444円は、次年度に繰越します。

## 特別会計 (ボランティア基金)

## 収入内訳

収入	3,564,869円	繰越金	3,432,869円
支出	0円	寄付金	132,000円
残金	3,564,869円	合 計	3,564,869円

平成9年度一般会計決算、平成9年度特別会計決算を以上の通り報告いたします。

全国曹洞宗青年会

平成10年6月16日  
 会長 寿松木宏毅  
 会計 尾久 一雄

上記に相違なき事を認めます。

全国曹洞宗青年会

平成10年6月15日  
 監事 岡崎 正利  
 監事 天利 俊介

# 全国曹洞宗青年会平成10年度予算書

平成10年4月1日～平成11年3月31日

収入総額 一金 23,600,000円

支出総額 一金 23,600,000円

差引残額 一金 0円

## 収入の部

(単位円)

項 目	前年度決算額	本年度予算額	増 減	備 考
会 費	980,000	1,478,000	498,000	500×2.956名
賛 助 会 費	4,000,000	5,000,000	1,000,000	
事 業 助 成 金	15,000,000	15,000,000	0	宗務庁より
協 賛 金	1,500,000	1,500,000	0	曹青通信広告
雑 収 入	224,170	94,556	△129,614	
前 年 度 繰 越 金	295,830	527,444	231,614	
合 計	22,000,000	23,600,000	1,600,000	

## 支出の部

項 目	前年度予算額	本年度予算額	増 減	備 考
事業費				
研 修 費	500,000	100,000	△400,000	
広 報	8,000,000	8,500,000	500,000	年4回発行
禪 文 化 学 林	1,100,000	1,500,000	400,000	講師料、会場費
花 ま つ り	1,500,000	1,500,000	0	
ボランティア研究費	1,000,000	1,000,000	0	
授 戒 会 研 究 費	1,400,000	1,000,000	△400,000	
青少年教化研究費	1,000,000	1,000,000	0	
パソコン通信研究費	1,000,000	1,300,000	300,000	
運営費				
会 議 費	5,000,000	6,000,000	1,000,000	
事 務 費	300,000	300,000	0	
渉 外 費	1,000,000	1,300,000	300,000	管区助成、全員佛青
雑 費	100,000	50,000	△50,000	
予備費				
予 備 費	100,000	50,000	△50,000	
合 計	22,000,000	23,600,000	1,600,000	

以上のとおり、予算を提案いたします。

平成10年6月16日

全国曹洞宗青年会 会長 寿松木宏毅

会計 尾久 一雄

# 全国曹洞宗青年会会則

## 第一章 総 則

### 第一条 (会の名称)

この団体は、全国曹洞宗青年会と称する。(以下、本会という)

### 第二条 (事務所の所在地)

本会は、事務所を曹洞宗宗務庁内に置く。

### 第三条 (会の目的)

一、本会は曹洞宗宗制・曹洞宗青少年教化規程第一条及び第二条第二項に基づき、青少年教化を主たる事業目的とする。

二、本会は、青年宗侶に賦えられた知と力を結集し、つねに開かれた世界への活動を通して、宗旨に根ざした人間の育成をはかり、もって健全な社会の形成に寄与するとともに、各地区曹洞宗青年会の相互の連携を計ることを目的とする。

### 第四条 (会の構成員)

本会は、曹洞宗宗制・曹洞宗青少年教化規程第一条第一項に基づき、前条の目的に賛同する曹洞宗青年宗侶をもって構成する。

### 第五条 (会の事業)

本会は、その目的を遂行するため、次の事業を行う。

- ① 教化活動並びに文化事業推進の研究開発及びその方策の実施。
  - ② 現代の諸問題に関する研究及びその対応活動。
  - ③ 情報紙の発行並びに図書、資料の刊行と紹介。
  - ④ 各地曹洞宗青年会活動の連絡調整及び支援、並びに視察をはかる。
  - ⑤ その他必要と認められる事業。
- 第六条 (事業年度)  
本会の事業年度は、毎年四月一日にはじまり、翌年三月三十一日をもって終わる。

## 第二章 会 員

### 第七条 (会員の種類及び資格)

本会は、第四条により、会員を次の三

種とし、その資格を次のように定める。

#### ① 正会員

年齢十八歳以上四十歳以下の宗侶。但し、事業年度内に四十一歳に達した場合は、その年度内は正会員としての資格を有する。団体加盟の場合は、その会則に準ずる。

#### ② 賛助会員

本会の主旨に賛同する者。

#### ③ 特別会員

本会が推薦する宗侶。

### 第八条 (会員の権利及び義務)

本会の会員は、本会の目的達成に必要な事業に参加する権利を有し、会則その他の規程を遵守する義務を負い、本会の目的達成に必要な事業に協力するものとする。

## 第三章 役 員

### 第九条 (役員の種類及び数)

本会に次の役員を置く。

- ① 会長 一名
  - ② 副会長 三名
  - ③ 理事 九名
  - ④ 委員 各一名
  - ⑤ 事務局長 一名
  - ⑥ 会計 一名
  - ⑦ 監事 二名
- 第十条 (役員の任期)  
役員の任期は二年とし、再任を妨げない。但し欠損が生じた場合は、前任者の残任期間とする。
- 第十一条 (役員の資格及び選任)  
一、本会の役員は第七条に定める正会員四十歳未満より選任する。但し、期間中は、正会員としての権利および義務を有する。  
二、本会の役員の選任は次のとおりとする。

- ① 会長は、別に定める細則に随って選任する。
- ② 副会長は、別に定める細則に随って選任する。

- ③ 理事は、各管区より一名選出する。
- ④ 委員長は、理事会で選任する。
- ⑤ 事務局及び会計は、会計が指名し、理事会並びに評議員会の承認を得る。
- ⑥ 監事は、理事会が推薦し、評議員会で選任し、総会においてその承認を行う。

### 第十二条 (役員職務)

一、会長は、本会を代表し、会務を統理する。  
二、副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時は、これを代行する。  
三、理事は、理事会を構成し、会務を処理し、又各地区曹洞宗青年会の相互連絡をはかる。  
四、委員長は委員会を主宰し、本会の目的達成に必要な事業の推進にあたる。  
五、事務局長は、事務局を統括し、本会の事務一切を行い、会計は、本会の会計処理を統括する。  
六、監事は、本会の会務及び会計を監査する。

### 第十三条 (名誉総裁、名誉会長、顧問の設置)

一、本会は、名誉総裁に兩大本山貫首を推挙する。  
二、本会は、名誉会長に宗務総長を推挙する。  
三、本会に、顧問を置くことができる。理事会において推薦し、会長が委嘱する。

## 第四章 会 議

### 第十四条 (会議の種類)

本会の会議は総会、評議員会及び理事会とする。

### 第十五条 (総会)

一、総会は、年一回開催し、会長がこれを召集する。ただし緊急の必要がある時、もしくは、正会員の半数以上の要求がある時は、会長は、これを召集しなければならない。  
二、総会の議決は、出席者の過半数を必要とする。

- 一、事業計画及び事業報告に関する事項。
- 二、予算及び決算に関する事項。
- 三、役員を選任に関する事項。
- 四、会則の制定及び変更に関する事項。
- 五、その他、会の運営に関する重要な事項。

## 第五節 評 議 員 会

### 第十七条 (評議員会の構成)

一、本会の評議員会は、評議員をもって構成する。  
二、評議員は、各地単位曹青会が一名を選出し派遣する。

### 第十八条 (評議員会の召集、議決、定数)

一、評議員会は、年一回以上開催し、会長がこれを召集する。  
二、評議員会は、過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状を含む。  
三、評議員会の議決は、出席者の過半数を必要とする。

### 第十九条 (評議員会の審議事項および報告義務)

一、評議員会は、次の事項を審議し、決定する。  
① 事業計画及び事業報告に関する事項。  
② 予算及び決算に関する事項。  
③ 役員を選任に関する事項。  
④ 会則の制定及び変更に関する事項。  
⑤ その他、総会又は理事会から審議を委託された事項。

二、評議員は、評議員会の結果を、必ず所属する単位曹青会に報告しなければならない。

## 第六節 理 事 会

### 第二十条 (理事会の構成及び理事の選出)

一、本会の理事会は、管区理事をもって構成する。  
二、必要に応じて、その他の役員を同席させることができる。但し、議決権を有しない。  
第二十一条 (理事会の召集、議決、定数)  
一、理事会は、会長がこれを召集する。  
二、理事会は、過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状を含む。

### 第十六条 (総会の承認事項)

三、理事会の議決は、出席者の過半数を必要とする。

第二十二條（理事会の審議事項）  
 理事会は、本会の活動の円滑化を図るために、次の事項を審議する。

- ① 総会または、評議員会に提出する議案。
- ② 総会または、評議員会から委託された事項。
- ③ その他、会務執行に必要な事項。

第五章 委員 会

第二十三條（委員会の設置）  
 一、本会は、その目的達成に必要な事業を調査し、研究し、又は実施するため、に委員会を設置する。

二、委員会の名称、主たる業務及び委員数は、理事会で決定する。

第二十四條（委員会の構成）  
 一、委員会は委員長一名のほか、委員若干名をもって構成する。

二、委員は正会員の中から、委員長が推薦し、理事会の承認を得て、会長が任命する。

第二十五條（特別委員会設置）  
 特別に必要な事由の生じたときは、理事会の決定により特別委員会を設置することができる。ただし、会長は評議員会にそれを報告する。

第六章 会 計

第二十六條（経費収入）  
 本会の経費は、会費、賛助費、宗務庁助成金、及び寄付その他をもってこれに充てる。

第二十七條（会費納入）  
 一、会費は、年度内に納入しなければならない。但し、団体加盟の場合は会員名簿を添付しなければならない。

二、会費に関する細則は、別にこれを定める。

第二十八條（会計年度）  
 本会の会計年度は、毎年四月一日にはじまり、翌年三月三十一日をもって終わる。

第二十九條（事務局設置）

第七章 事 務 局

本会の一切の事務を処理するために、事務局を置く。

第三十條（事務局の構成）

- ① 事務局長 一名
- ② 事務局次長 一名
- ③ 庶務 若干名
- ④ 常任幹事 若干名
- ⑤ 幹事 若干名

第三十一條（事務局の資格並びに職務）  
 一、本会の事務局構成員は、事務局長と協議し、会長が任命する。但し、常任幹事は宗務庁担当課長とし、又幹事若干名は宗務庁担当課、書記があたる。

二、① 事務局長は、事務を統轄し、事務局次長は、局長を補佐する。

② 庶務は、事務処理にあたる。

③ 常任幹事は、局務を掌理し、幹事は、会務に従事する。

付 則  
 この会則は昭和五十年十一月二十六日から施行する。

昭和五十七年五月十四日、一部改正。  
 昭和六十年五月八日、一部改正。  
 平成四年五月十三日、一部改正。  
 平成七年六月一日、一部改正。

細 則

第一号 入会登録に関する細則  
 一、本会に入会しようとするものは、所定の様式に必要事項を記入し、その年度の会費を添えて事務局に提出する。

二、事務局は、申し込みを受理し、会員台帳に登録する。

第二号 会費に関する細則  
 一、年会費 一、〇〇〇円  
 二、賛助費 任意

但し、団体加盟は、正会員あたり五〇〇円とし、加盟団体はその前年度の会員数分の年会費を納入する。また年会費には「そうせい」購読料四回分を含むものとする。

第三号 会長副会長選出に関する細則  
 第一條 この細則は、本会の会則第十一條第二項に基づき、会長・副会長の選考に関する事項を規定する。

第二條 選考委員会は、管区理事及び現会長をもって構成する。

第三條 選考委員長及び副委員長各一名は、委員の互選による。

第四條 次期会長候補の選考の対象者は、選考委員会の推薦する者及び選考委員会の定める立候補の届け出を期限までに完了した者とする。

第五條 次期会長の立候補の届け出は、二十名以上の正会員の推薦を付けて、初年度の二月一日より二月末日までに、選考委員長宛に届けるものとする。

第六條 立候補届け出の諸手続きは、選考委員会で別に定め、初年度の一月三十一日までに、これを公報する。

第七條 次期会長候補の選考は、第四條の定める候補者の中より、選考委員会で、責任をもって選考する。

第八條 第七條により選考した者を、次期会長とするとする。

第九條 次期副会長の選考は、選考委員会と次期会長とが協議し、現会長の第二年度総会開会までに、責任をもって選考する。

第十條 第九條により選考した者を、次期副会長とするとする。

第十一條 選考委員会は、選考した次期会長予定者及び副会長予定者を、評議員会の決定を得て、第二年度の総会でその承認を行う。

第十二條 次期会長及び副会長予定者は、現会長第一年度の三月三十一日までに、四十七歳未満の者とする。

会則の変更について  
 第一章  
 第二條（事務所の所在地）  
 「本会は、事務所を曹洞宗宗務内に置く。」

「本会は、事務所を曹洞宗宗務内に置き、事務局を定めるところに置く。」

「本会は、事務所を曹洞宗宗務内に置き、事務局を定めるところに置く。」

「本会は、事務所を曹洞宗宗務内に置き、事務局を定めるところに置く。」

「本会は、事務所を曹洞宗宗務内に置き、事務局を定めるところに置く。」

「一、本会は、曹洞宗宗制・曹洞宗青少年教化規定第一條及び第二條第二項に基づき、青少年教化を主たる事業目的とする。」

「一、本会は、曹洞宗宗制・布教化規定に基づき、青少年教化を主たる事業目的とする。」

第四條（会の構成員）  
 「本会は、曹洞宗宗制・曹洞宗青少年教化規定第一條及び第二條第二項に基づき、前条の目的に賛同する曹洞宗青年宗侶をもって構成する。」

「本会は、前条の目的に賛同する曹洞宗青年宗侶をもって構成する。」

（平成七年六月一日総会にて承認）

会則の追記について  
 細則第三号第十二條を追記  
 （平成八年十二月九日理事会・評議員会にて承認）





## ネットワーク 『地球村』

国連などが提唱している“Earth Village”『地球と調和する社会』を『地球村』といいます。その実現には、その必要性を理解し、その実現に向けて、できることを平和的に実践する人々（グリーンコンシューマ）が増えることが必要です。私たちはその実現をめざし啓蒙や提言をしています。

### ■基本理念■

非対立（抗議しない・要求しない・主義主張しない・気付くまで待つ）事実を伝える・具体的な提言をする  
自分のできることを実践する（無理をしない・押しつけない）

ネットワーク 『地球村』 **事務局** 〒542-0082 大阪市中央区島之内1-14-14  
TEL: 06-281-0309 FAX: 06-281-0321

地下鉄堺筋線「長堀橋」6番出口を上がり前の道を左に40m、信号を左へ80m、ガソリンスタンドから4軒目、地球環境情報センタービル（赤青白の三色屋根）

〈梅花流法具指定販売店〉

法衣・袈裟・打敷・寺院荘厳具・京仏壇・京仏具



株式会社 安藤

〒605-0081 京都市東山区古門前通花見小路東入ル 東京店 〒105-0014 東京都港区芝2丁目15番2号  
法衣部 ☎0120-29-8161 ☎0120-3232-09  
仏具部 ☎0120-29-8165 FAX(03)3454-3251番  
贈答品部 ☎0120-29-8168 福岡店 〒812-0036 福岡市博多区上呉腹町12-7  
FAX(075)525-2070番 ☎0120-2143-22  
FAX(092)291-2144番

本  
社



東武鉄道グループ

東武トラベル

運輸大臣登録旅行業第57号 社日本旅行業協会正会員

北九州	北九州市八幡西区黒崎3丁目16番4号	〒086-0021 ☎(093)621-1738(代)
福岡	福岡市博多区中呉服町2番1号(第3石橋ビル)	〒812-0035 ☎(092)271-2332(代)
長崎	長崎市恵美須町2番3号(長崎フコク生命館)	〒850-0056 ☎(095)821-7508(代)
大分	大分市都町1丁目2番1号(大分東邦生命ビル5F)	〒870-0034 ☎(0975)37-7373(代)
熊本	熊本市水道町1番30号(第百生命熊本ビル1F)	〒860-0844 ☎(096)351-3344(代)
宮崎	宮崎市高千穂通2丁目5番32号(日本生命宮崎駅前ビル)	〒880-0812 ☎(0985)27-6191(代)

『聞いて分かる  
葬儀回向集』  
の改定版にしよう

「そうせい」第百号で御紹介いたしました岩手曹青の作製しました回向本が良り使い易くなりました。御希望の方は左記へ御連絡下さい。

岩手県陸前高田市米崎町字  
地竹沢181  
普門寺 熊谷光洋



編 集 後 記

○本庁のビデオライブラリーを御紹介申し上げました。まだまだ沢山の資料がありますのでお問い合わせ下さい。

○平成十年度総会無事円成しました。全国皆様からの御声援誠にありがとうございました。本年度もどうぞ宜しく御願ひ申し上げます。



ハクサンフウロ  
岩手山付近に生息する。

表紙・写真は岩手県種市町  
中里光男氏提供。

経典・表装の製造から法要等の御贈答品のご用命は…

# 株式会社 タイキ

〒538-0042 大阪市鶴見区今津中町3丁目9番地6号  
TEL.06-969-7191(代) FAX.06-969-7194

## 発 行 所

全国曹洞宗青年会

〒105-8544 東京都港区芝2-5-2 曹洞宗宗務庁内

発行責任者 寿松木 宏 毅 編集責任者 東 井 千 明

T E L 03-3454-5411 定価100円

郵便振替 00110-1-130539

全国曹洞宗青年会